

北上市告示甲第85号

北上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年北上市告示甲第29号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月9日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>別表第1（第5関係） 介護予防訪問介護サービス費</p> <div data-bbox="219 746 1070 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 1～6 [略]</p>	<p>別表第1（第5関係） 介護予防訪問介護サービス費</p> <div data-bbox="1160 746 2011 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 1～6 [略]</p> <p><u>7 介護職員等ベースアップ等支援加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護サービスを行った場合に、備考第1項から第4項までにより算定した単位数に1,000分の24を乗じて得た単位数を加算する。</u></p> <p><u>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃</u></p>

金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定介護予防訪問介護サービス事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直した内容について市長に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防訪問介護サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

(5) 介護予防訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

(6) 第2号の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員

7 [略]

別表第2（第5関係）

介護予防通所介護サービス費

[略]

備考 1～14 [略]

15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

に周知していること。

8 [略]

別表第2（第5関係）

介護予防通所介護サービス費

[略]

備考 1～14 [略]

15 介護職員等ベースアップ等支援加算は、別表第1
の備考第7項の規定を準用する。この場合において
、同項中「1,000分の24」とあるのは「1,000分の
11」と読み替えるものとする。

16 [略]